

天草市観光振興アクションプラン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

次のとおり（公募型）プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和7年5月13日

天草市長 馬場 昭治

1 実施の目的

天草市観光振興アクションプラン（以下「本プラン」という。）については、第3次天草市総合計画を上位計画とし、観光分野の政策については、「魅力ある観光の創造」として設定され、この政策の実行性を高めるため、本プランを策定しています。今年度、次期計画を策定する予定であり、調査・分析及び施策の検討にあたり、具体性や実効性のある知識や技術力、本業務への取組体制、実績等から、本市において最も効果的な提案をする支援事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 天草市観光振興アクションプラン策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務説明書（仕様書）」のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 契約上限金額 9,280千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による、更正又は再生手続きをしている法人でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる者でないこと。
- (5) 天草市物品等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領若しくは、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- (7) 当該プロポーザルに付する業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者。
- (8) 営業開始後1年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後1年を経過していない者のいずれにも該当しない者。

4 実施説明書、業務説明書（仕様書）等の交付

(1) 交付期間 令和7年5月13日（火）から6月25日（水）まで

(2) 交付方法 天草市ホームページに記載する。

[天草市ホームページ] ⇒ [入札・契約] ⇒ [公募型指名競争入札・プロポーザル情報] の当該ホームページ内からダウンロード可能

5 実施説明書、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式第7号）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

(1) 質問の受付場所 15に同じ

(2) 質問の受付期間 令和7年5月13日（火）から5月19日（月）正午まで。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、プロポーザル参加表明のあった者すべてに対して電子メールにより回答する。

6 参加表明書の提出

当該プロポーザル手続きにおいて、技術提案書の提出者を選定するため、参加を希望する者は、参加を表明する書類として以下の書類を提出する。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 業務の実施体制（様式第4号）

オ 配置予定技術者調書（様式第5号の1、5号の2）

カ 参考見積書（任意様式）

(2) 作成にあたっての注意事項

ア A4縦長左綴じでクリップ留めとして、合計1部作成する。

イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

(3) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 令和7年5月23日（金） 午後5時15分まで（必着）

※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

イ 提出場所 15に同じ

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 参加表明書の審査等（技術提案書の提出要請）

ア 提出されたプロポーザル参加表明書については、本市職員のうちから選任する「天草市観光振興アクションプラン策定支援業務委託プロポーザル審査会」が評価をおこない、技術提案書の提出者を選定する。選定された者には技術提案書の提出要請書を送付し、技術提案書の提出を求める。

ただし、提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査（ヒアリング）において、技術提案書の提出者全てによる選考会を実施する。

イ 参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

ウ イによる通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。

エ ウにより説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

7 技術提案書の提出

(1) 技術提案に必要な書類及び提出部数

ア 技術提案書（様式第 6 号） 原本 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 原本 1 部、副本 8 部

※ 9 審査項目及び評価基準、仕様書を踏まえ作成。A4 版 35 ページ以内
（構成例）

項目	頁目安	備考
会社概要	1	会社概要（様式第 2 号）の活用も可
本業務に関連する実績	1	業務実績調書（様式第 3 号）の活用も可
実施体制	1	業務の実施体制（様式第 4 号）の活用も可
管理技術者・担当者経歴等	1	配置予定技術者調書（様式第 5 号の 1、5 号の 2）の活用も可
スケジュール	1	工程表（任意様式）の活用も可
策定支援方針	1	
策定支援（受託した場合の強み等）	2	
実施フロー・流れ	1	
現況把握（国・県・市等）	3	
意見聴取方法・取りまとめ方法	5	
現状と課題の抽出（データ分析等）	3	
提案の策定（国・県の動向）	2	
提案の策定（本計画の位置づけ）	2	
提案の策定（目標設定に関する手法等）	2	
提案の策定（重点事項に関する考え方等）	5	
その他提案事項・予備	4	
合計	35	

ウ 工程表（任意様式） 1 部

エ 見積書及び内訳書（任意様式） 1 部

※技術提案に基づく積算を行うこと

(2) 技術提案書の提出方法等

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午後 5 時 15 分まで（必着）

※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

イ 提出場所 15 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

8 ヒアリング（選考会）の実施

(1) 日程 令和 7 年 7 月 1 日（火）（予定） 詳細については対象者に別途連絡する。

(2) ヒアリングについては、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された技術提案書等のみを使用し、追加の資料配布は認めないものとする。

- (3) ヒアリングにおいて、机、椅子、モニター1台及び電源は当市で用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。なお提案者側が持ち込んだ物品を使用しても可とする。
- (4) 本審査への出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者）とし、ヒアリング時間は1者あたり35分程度（準備5分、説明20分以内、質疑10分程度）を予定している。

9 審査項目及び評価基準

技術提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画提案内容等に関する項目【配点60点】

- ・実施工程（作業スケジュール、計画の構成）
- ・現況把握（本市、国・県等の現況把握）
- ・観光協会、各種事業者、市民等からの意見聴収（聴収、取りまとめの方法等）
- ・現状及び課題の抽出（考え方、データ分析に基づいた具体的な手法）
- ・提案の策定（国・県の観光政策に関する動向、本市の上位計画との整合性、実施計画設定手法）
- ・重点事項（持続可能な観光：サツテナブル・ツーリズムを基調とした提案）

(2) 実施体制、実績等に関する項目【配点25点】

- ・実施体制（人員、情報提供体制）
- ・業務実績（過去5年間の実績）
- ・会議等への支援体制

(3) 見積金額・ヒアリングに関する項目【配点15点】

- ・見積金額
- ・ヒアリング（説明が明瞭、根拠が明確、担当者の意欲等）

(4) 契約候補者の選定

ア 提出された技術提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知・公表

(1) 全提案者の順位と点数は、技術提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、天草市ホームページにおいて公表する。

(2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

ア 10(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり

（ア）受付場所 15に同じ

（イ）受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

1 1 契約の締結

- (1) 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金の納付義務
有。ただし、天草市契約規則第 20 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の可否
作成を要する。
- (4) 支払条件
後払いとする。

1 2 無効となる提案等

- (1) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 本説明書に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が 2(4)における契約上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1 3 その他留意事項

- (1) 技術提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、指名競争入札（見積）参加資格審査申請書その他所定の必要書類を次の場所に提出し、令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時 15 分までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号
天草市総務部契約検査課物品契約係
電話 0969-24-8823
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 1 者に付き提案は 1 つとし、複数の提案はできない。
- (5) 契約内容の履行にあたり、技術提案書等に記載した実施体制の変更は原則として認めない。
ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。
- (6) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。
- (7) 技術提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (8) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (10) 提出された技術提案書等は、返却しない。
- (11) 技術提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権

利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年5月13日（火）から 令和7年5月23日（金）まで
参加表明書審査結果通知及び技術提案書提出要請	令和7年5月30日（金）予定
技術提案書の提出	技術提案書提出要請日 から令和7年6月26日（木）まで
ヒアリング	令和7年7月1日（火）予定 ※技術提案書提出要請と併せて通知
技術提案書審査結果の通知	令和7年7月4日（金）予定
契約締結	令和7年7月10日（木）予定

15 担当部署

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

天草市観光文化部観光振興課観光政策係

電話：0969-32-6787・FAX：0969-23-1999

メールアドレス kankou-a@city.amakusa.lg.jp